

## 「第7回 三好市水道事業等経営審議会」 会議録

開催日時:平成30年8月6日(月) 13:30~15:30

開催場所:三好市役所 本庁3階 第1会議室

出席者:(委員)9名

(事務局)水道課職員3名

(財政課)職員2名

### 1. (審議事項1) 第6回会議録の確認について

議長	第6回三好市水道事業等経営審議会を開催します。 前回の審議会で審議委員名簿をもとに審議会ごと2名の方を指名することとなっております。本日の会議録署名者は2番委員、4番委員を指名します。よろしくお願ひします。 まず、第6回会議録の確認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第6回会議録について、先日郵送をさせていただきました。内容についてご意見等なければ第6回の署名者に署名をお願いしたいと考えます。修正がありましたら、修正後、署名をお願いします。その後、ホームページにて公開をさせていただきたいと思ひます。
議長	内容についてはいかがか。
委員	異議なし。
議長	それでは、この内容で第6回会議録署名者2名に署名をお願いします。

### 2. (審議事項2) 三好市の財政状況について

議長	水道事業について公営企業の独立採算性の原則をもとに、これまでの審議会の中で経営健全化への取り組み等について審議を重ねてきました。事業計画の見直しによる経費削減案を出し、それでも赤字経営は改善できないということで、使用者に対しては値上げをお願いしなければならないということです。しながら、今後2040年には人口がするという予測の中で、半減したので残った人でその費用を補おうとすると倍の費用負担が発生するということになる。人口が減少し、その人口構成が高齢者ばかりとなる。そうして、費用負担ができないとなると、この地域では住めないという事象も出てくると思う。これからの行政の在り方も含めると、企業会計といえども一般会計との関わりは出てくるだろうということで、今回は財政課より三好市の財政状況を説明していただき、水道事業に対して一般会計からどれだけの費用負担がお願いできるのかを聞いてみたいと考えます。それでは、三好市の財政状況について、財政担当者より説明をお願いします。
財政課	(資料「三好市の財政状況と地方交付税について」説明) (資料「三好市財政計画について」説明)

議長	<p>ただいま財政課より三好市の財政状況について説明いただきました。地方交付税が合併から10年間は優遇措置があり、平成28年度から5年間で段階的に縮小し、平成33年度からは優遇措置がなくなるということです。三好市の一般財源の72%が地方交付税であることから、今後の地方交付税の減少に対応するため、一層の効率的な行財政運営に努めなければならないということで、水道事業に対する繰出金についても、総務省から通知される繰出し基準内での繰出し金のみを削減させたいということかと思えます。これまでの財政課からの説明に対して、委員の皆様から意見を求めたいと思えます。</p>
委員	<p>平成29年度決算では水道事業に対して一般会計からはどれくらいの金額を負担しておりますか。</p>
財政課	<p>補助金という形で4000万円、出資という形で1億9000万円、合計2億3000万円を負担しております。</p>
委員	<p>この2億3000万円を年々減らすということか。</p>
財政課	<p>繰出金については総務省から通知される繰出し基準がありまして、そこに該当する部分については一般会計からも負担は行います。その基準に該当しない部分で現在一般会計から負担している部分については削減していくということになります。金額については水道課が行う事業によって年々増減は出てくるかと思えます。</p>
委員	<p>では、この2億3000万円という金額は具体的にどういった理由で出されている金額になりますか。</p>
事務局	<p>この後の資料で一般会計からの繰入金というところで説明させていただく予定でしたが、ご質問ができましたので説明させていただきます。まず、一番主なものとしては統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良費に要する経費としまして、旧簡易水道事業が行った建設改良に対する企業債の元利償還金の2分の1が基準内の繰入金として元金分で1億、利子分で2200万円となっております。この基準内だけでは経営が成り立たないということで、統合前の簡易水道会計へも繰入れを行っていた地区の企業債償還元金については残りの2分の1についても基準外の繰入金として9200万円繰入金があります。他には消火栓に要する経費として管理維持費として510万円、布設替えに伴う設置費として180万円となります。あと、国庫補助の対象となった未普及地域解消に資する施設の経費の3分の1を上水道の出資に要する経費として繰り入れていただいております。また、本来は災害に対して備えということも企業の責務として料金に上乗せをすることが望ましいのですが、現料金には災害に備えるだけの経費を設定できておりません。そのため、寒波による災害についての修繕費等に対して935万円を基準外ではありますが繰り入れていただいております。</p>
委員	<p>建設改良費については、統合前簡易水道時代におこなったものに対する起債償還額については基準内で2分の1、基準外でほぼ2分の1</p>

委員	<p>を一般会計に負担していただいているということだが、これから行う建設改良については一般会計からの負担は無いのか。一般会計の歳出総額が238億円、それに対して水道事業への負担は2億3000万円だから1%。もう少し、負担はできないものか。</p> <p>私も水道事業については地域住民の生活に欠かせない重要なライフラインであるから、公共の福祉増進にあたるインフラ整備については一般会計についても負担をするのが筋ではないかと考えます。</p>
議長	<p>今発言がありました様に地域住民の生活に欠かせない重要なライフラインであることから、一般会計からも負担をお願いしたいというのが審議会の立場としての意見になります。財政課としては地方交付税が減り、税収についても人口減に伴って減少するという厳しい財政状況をご説明いただいたわけですが、今後の三好市財政計画の中で水道事業についてはどういう位置づけでお考えでしょうか。</p>
財政課	<p>今後三好市の財政状況は一層厳しくなるという予測を説明させていただきました。建設にかかる費用については、その都度検討させていただきたいとは考えますが、基本的には総務省通知に沿った基準内での繰出金としたいと考えておりますので、それをふまえて審議をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>我々としましては、今回の説明で三好市の財政状況を理解したうえで、これからの具体的な話をしていきますので、何をお願いできるのか、何を要求できるのかを一緒に考えていただければと思います。皆さん、質問が無ければ財政課からの説明を終了して、次の審議事項に入りたいと考えますがよろしいか。</p>
委員	<p>はい。</p>

### 3. (審議事項3)一般会計繰入金について

議長	<p>一般会計繰入金についてについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>先ほど財政課より一般会計からの負担については基準内でお願いしたいといった趣旨のお話があったと思いますが、こちらについて説明をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>(資料「地方公営企業繰出し金について」説明)</b></p> <p>地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営化を促進し、その経営基盤を強化するためのものについては、毎年度地方財政計画において公営企業繰出し金を計上します、一般会計から公営企業に繰出しを行った場合、その一部については地方交付税等において考慮します、ということです。財政部局としては交付税等によって収入の補てんが見込める基準内については繰出しを行いますが、税収等の落ち込みから自主財源で出さなければならない基準外については繰</p>

議長	<p>出しを減らしていきますということになるかと思います。平成 29 年度決算では先ほど説明させていただきました様に、約 2 億 3000 万円が一般会計から水道事業会計へ繰り出されているおります。そのうち基準外となるものが約 1 億円ありますが、災害に係る経費については現状の料金設定では災害に備えるだけの経費を設定できていないこと、また今回の料金改定でもそこまでの値上げは困難であることから、今後も一般会計から繰出しをしていただけることとなっておりますので、問題は旧簡易水道事業が行った建設改良に対する企業債の元金償還金うち基準内で認められている 2 分の 1 以外の部分になってくるかと思います。</p> <p>一般会計からの繰出し金には基準が定められていて、基準内のものについては交付税等で補てんしてくれるので認めますが、自主財源となる基準外については災害の経費しか認めませんということですね。せっかくですのでこれまでの推移と今後の推移についてもあわせて説明いただけますか。</p>
事務局	<p>わかりました。</p> <p style="text-align: center;"><b>(資料「繰入金の推移について」説明)</b></p> <p>推移については統合前ですので旧上水道会計、旧簡易水道会計に分けて説明をさせていただきます。まず上水道会計については、平成 15 年度決算から赤字経営に転落し、第 11 期拡張事業もあり、より厳しい経営状況となることから料金改定を行うこととなったが改定率が 78%増となることから 2 段階の値上げとし、平成 20 年の値上げを 55%とし、平成 24 年度で再度値上げを行うこととしましたので、平成 20 年から 23 年の 4 年間については不足額＝未値上げ額相当分 3000 万円を激減緩和措置として一般会計より繰入をしております。今回の料金改定においても、前回示さしていただいた案のように料金統一を行うと、大幅に値上げを行う地区が出てくるので、そういった場合に段階的値上げを適用するとなれば今回についても激減緩和措置による繰入はお願いできるのではないかと考えております。また、平成 20 年から 22 年には第 11 期拡張事業に対して出資債としての繰入金がありましたので、今後の建設改良についても出資債を有効に使える事業メニューはないか検討を行いたいと考えます。次に旧簡易水道ですが、こちらも建設改良費等による資本費の増加があったので上水道会計同様に値上げの必要性があったのですが、できませんでした。そこで平成 21 年から 23 年にかけて地域振興基金を取り崩して簡易水道会計へ繰入金を投入してもらいました。その後も値上げを行うことができていなかったため、こちらが現在の旧簡易水道事業が行った建設改良に対する企業債の元金償還金うち基準内で認められている 2 分の 1 以外に相当する部分として基準外の繰入金を投入しておりました。</p> <p style="text-align: center;"><b>(資料「繰入金の予測について」説明)</b></p> <p>今後の予測としましては、経営統合時の収支計画では、財政課から基準外については減少させていく方針のもと、料金値上げをおこない基準外繰入金を減らしていくものとしておりました。しかしながら、いざ統</p>

議長	<p>合を行いますと、旧簡易水道時代の資産については耐用年数を過ぎており、建設改良を行わなければならないもの、修繕を行わなければならないものが多数見つかりました。こちらの経費を見積もると今回値上げを行っても経営状況は厳しく、基準外の削減は難しいと考えます。よって、財政課には最低でも現状維持、できれば旧簡易水道事業が行った建設改良に対する企業債の元金償還金に対しては全額繰入をお願いしたいと考えております。よって、この審議会での審議期間 5 年間では、年平均 2 億円の繰入金となると見込んでおります。</p> <p>財政課としては繰出金を減らしたい。水道課としては繰入金を維持してほしい、できれば増やしてほしい。ということで、この審議会での審議期間では年 2 億円を見込むという説明ですが、この金額で足りるのか、料金設定はどうなるのかということが大事になってくるかと思えます。次の現金不足額と資金残高の推移まで説明をいただいて委員の皆さんから意見を求めたいと思うがよろしいか。</p>
委員	わかりました。

#### 4. (審議事項) 現金残高の推移について

議長	<p>現金残高の推移について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><b>(資料「現金不足の予測について」説明)</b></p> <p>これまでは損益対照表をもとにお話をさせていただきましたが、統合後の平成 29 年度決算で約 2 億円の損失があり、そこを黒字経営にいきなりすることは今回の審議会では難しいということでしたので、今回は現金ベースでどうすれば経営健全化につながるのかということで料金設定はどのようにすれば良いかを審議していただければと思います。これまでの審議会での意見を踏まえて支出の見直しを行った場合に、平成 31 年から 35 年の現金支出見込額は 1 年平均にすると、公債費 4 億 1600 万円（元金 3 億 4300 万円、利息 7300 万円）、建設改良費 2 億 2500 万円、営業的支出 2 億 9000 万円の計 9 億 3100 万円の見込みとなります。それに対し、現行料金では給水収益が 4 億 1100 万円、繰入金 2 億円、建設改良費に対する起債と補助金の合計 2 億 2000 万円となるので現金収入見込みは 8 億 3100 万円となりますので、年間 1 億円の現金不足が生じる予測となります。第 6 回で提案させていただいた料金を旧上水道会計の料金設定へ統一を行う案で収入を計算させていただきますと、料金収益が 3700 万円増加を見込めることとなりますが、それでも年間 6300 万円の現金不足となります。</p> <p style="text-align: center;"><b>(資料「資金残高の予測について」説明)</b></p> <p>平成 30 年度末の現金残高予測は 4 億 5000 万となっております。料金改定を行わなければ毎年 1 億円の現金が減っていくこととなり、この審議会での検討期間の 35 年度末には 5000 万円の現金不足に陥ることになってしまいます。料金統一を行うことで 3700 万円の料金収入の増が</p>
事務局	

	<p>見込めるようになるわけですが、そうなると35年度末の残高は1億3500万円になり、現金保有目標額＝営業収入3か月分の1億3500万円は確保できますが、その後も料金設定を行わない場合は平成38年度中に現金不足に陥ることになります。</p> <p>あと、参考資料としまして料金統一を行った場合、各地区でどれだけの影響があるのかという資料をつけさせていただいております。</p>
議長	<p>一般会計からどれだけ繰入金の負担をお願いできるのか、水道課でどれだけ経費を下げられるのか、そうすると現金残高はどうなっていくのか、破綻しないために料金統一を行ったらどうなるのか、統一料金にすると住民にどれだけ負担増となるのかといったことを説明していただきました。平均使用量の20㎡で一番値上げとなる大利川崎地区では月1,080円、43.5%の値上げとなるということですが、委員の皆さん意見はありませんか。</p>
委員	<p>財政課や事務局の説明からすると、一般会計からの負担はこれ以上無理となるとここで審議のしようがないのか。</p>
事務局	<p>料金値上げをせずに一般会計から負担しなさいというのは難しいかと思いますが、料金値上げを行うが住民負担とならないように一般財源を投入し激減緩和措置を行ってくださいという文言を入れることは可能かと思えます。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>事務局案では料金統一ということだが、それだと旧上水道地区は値上げが無いということになるので、そうすると負担額に差が出てくる。統一による値上げ相当額について、全地区で同額になるような値上げ方法ではいけないのか。</p>
事務局	<p>前回の最後でも少し説明をさせていただいたのですが、当初の案では段階的な値上げをおこないつつ料金統一を行う方向で審議を進めさせていただきました。しかしながら、現在の三好市水道事業を黒字化まで目指すしますと、現在の料金設定と将来の料金設定を見比べた時に予測していた金額以上の差がありました。そうしますと、まず現在一番安い地区と、旧上水道の基本料金とは500円の差があります。料金値上げを行いながら料金統一するためにこの500円というギャップを埋めるとなりますと、どこかでその地区だけ負担増を求めることとなります。今後も継続的な審議が必要となります。その都度、旧町村単位で考えるのではなく、統一した一つの事業体として事業の在り方を考えていかなければなりません。ですから、早い段階で料金統一を行いたいと事務局では考えており、今回の料金設定案は旧町村ごとではなく統一料金にできないかと考えております。</p>
委員	<p>上水道地区の委員としてひとこと言わせていただいてもよろしいでしょうか。料金統一という形だけを考えますと、現在安いところが値上げの幅が大きいということですが、旧上水道地区はすでに1,600円というところに平成24年から上がっております。旧の簡易水道地区の方についても</p>

	遅れながらも値上げをして追いついていただきたいとは考えます。その後、一緒に値上げをするのは致し方ないと考えております。
委員	合併前の旧町村の地区で経済状況、置かれた背景も違うので温度差はあるだろうから一概に線引き、解釈を市民に押し付けるのはいかがと思いますが。
委員	料金統一ということは、高いところは下げるとのことか。
事務局	経営統合しましたので、三好市水道事業としての今後の経営の在り方を検討するためにも早期に統一を行いたいと考えますので、高いところについては料金が下がります。
委員	この統一料金で経営健全化できると考えているのか。
事務局	健全化を目指しますと基本料金は 2,700 円くらいの設定にしなければなりません。そこまでの負担を市民の皆様を求めるのは現状では難しいと思います。この審議会では料金値上げの前に、まず我々水道事業がどれだけ経営改善をおこなえるのか。人件費は？その他の経費は？といったところを皆さんから意見いただきまして、その結果の経費に対して収入はいくら必要かという議論をさせていただきました。経費についても管路やシステムの更新や修繕など多額の資金が将来的に必要となる見込みとなっております。また収入の見込みについても、これからの人口推移によって影響を受けることとなります。ですので、今回だけでなく、この審議会というのは皆様の任期以降についても継続していく必要があります。そのために、次回以降任期の審議会で議論しやすいのは料金統一と考えましたので、とりあえず料金統一をさせていただきたいと思っております。今回の料金設定による統一は健全化への第一歩と考えます。
議長	一般会計からの繰入金は、これ以上無理なのか。
事務局	委員の皆様からの意見にありますように市民インフラとしての水道行政の観点から、事業によっては一般会計に負担を求めるということではできると考えます。例えば、建設改良を行う際に一部でも出資をしていただくことができますと、後の起債返済額が減ってきますのでその分水槽事業としての負担は減るかと思えます。
委員	我々の任期では、今回と次回の2回しか審議会がない。我々も意見は出してきたが、そろそろ結論を出さないといけない。事務局の案としては旧上水道の料金に統一ということだが、皆さんどうでしょう。
委員	私の地区は高齢者がほとんどなので一気に上げられると厳しい。そこは配慮いただきたい。
委員	もう一度言わせていただきますが、上水道では合併後 500 円上がって、そのあとにも 200 円上がってきております。上水道に統合されたのですから、料金は早く統一していただきたいと考えます。

議長	全てが上水道になったので、料金を統一するという理屈は間違いではないと思いますが、それで市民は納得するだろうか。
委員	今まで料金を触れていなかったのはある意味行政の怠慢と言わざるを得ない。そういう意味でも、一気に値上げを行い、その負担のすべてを市民に負わせるというのは納得いかない部分でもある。
議長	事務局としては早期に料金統一を行いたい、三好市という高齢者比率の高い地区で実質 40%を超える料金値上げとなる料金統一は難しいのではないという委員の意見ですが何か方法はありますか。
事務局	繰入金の推移で話させていただきましたが、旧上水道では料金が78%増となることから2段階の値上げとし、不足額＝未値上げ額相当分3000万円を激減緩和措置として一般会計より繰入をしてもらっているので、同じ方法ができないかと考えております。その場合は、1600円ではなく、旧の上水道地区も値上げとなる1800円とかを統一料金に設定しながら、値上げ幅については何円まで、または何%までとし2年間後に追いつく形とし、その差額については一般会計から繰入れてくださいという答申のやり方はあるのではないかと思います。これをするとしますと、ここでは統一料金をいくらとするかといった話はしていただく必要があります。
議長	今回の答申として、この審議期間中には料金統一を行います。しかし、値上げ幅はいくらまでとしない。その差額については一般会計で補てんしないということですね。これはある程度見通しが立ってきたのではないのでしょうか。あとは、市民に対してどれだけ理解していただかないといけない。そのための資料を事務局にはまとめていただきたい。次回の審議会では答申(案)と市民への説明資料を事務局に準備していただいて、皆さんで確定させたいと考えます。では、これで第7回三好市水道事業等経営審議会を終了する。

会議録署名

---



---